

2.

治療中(症状固定まで)にしておくべきこと

次は、
健康保険の適用と
休業損害の請求です。



① 治療には健康保険を適用しましょう。

② 通勤災害では労災保険を適用しましょう。

③ 任意保険会社に対して休業損害などを請求しましょう。



① 治療には健康保険を適用しましょう。

交通事故の場合でも健康保険は適用されます。

治療先の医療機関に健康保険証を提示し、なるべく早期に（できれば初診から）健康保険を適用してもらいましょう。

健康保険などを適用しない診療を「自由診療」といい、健康保険を適用する保険診療の2倍以上の費用が掛かることがあります。ですが、少なくとも交通事故の場合、保険診療と自由診療とで治療内容の違いはありません。

健康保険を適用するには理由があります。それは治療費全体の金額を抑えるためです。特に被害者に過失（落ち度）がある場合、治療費についても、最終的にその過失割合に応じた負担を強いられるので治療費を抑える必要があります。

事例

3割の過失割合がある場合に治療費全体で200万円がかかったとすれば、そのうちの60万円は被害者の負担となってしまいます。

ところが、保険診療であれば、治療費全体が約半分程度となりますし（100万円）、そのうちの自己負担分（多くは3割）は30万円のみです（7割70万円については健康保険が負担します。）。自己負担分30万円のうち、実際に被害者が負担する過失割合分（3割分）は、わずか9万円で済むのです。

この事例では、60万円と9万円とで51万円もの差が出てしまいました。そして、自由診療も保険診療も同じ診療を受けることができますので、やはり健康保険をできるだけ適用した方がよいというわけです。

[自由診療の場合] $200\text{万円} \times 30\% = \underline{60\text{万円}}$

[保険診療の場合] $100\text{万円} \times 3\text{割} = 30\text{万円}$
 $30\text{万円} \times 30\% = \underline{9\text{万円}}$

